

## 7. 大分県における野生いのしし検査体制の構築

大分家畜保健衛生所

○病鑑 三宮清実・病鑑 壁村光恵

### 【はじめに】

2018年9月に岐阜県の飼養豚と野生いのししでの豚熱感染が26年ぶりに確認された。2019年3月からは、いのししに豚熱の経口ワクチン散布が開始されたが、2022年3月には山口県で、四国では7月に徳島県、9月に高知県で野生いのししでの豚熱感染が確認された。

いのししへの豚熱浸潤状況確認のためのサーベイランスは、豚熱防疫指針に記載されているのに加え、国からの通知で目標頭数が示されるなど、重点的に行われている。

大分県でも野生いのしし検査を行うための体制の整備が必要と考え、検討を行ったので報告する。

### 【検討事項】

#### 1. 野生いのししによる大分家畜保健衛生所（大分家保）の汚染防止

##### （1）大分家保へ検体が持込まれる場合

大分家保には病性鑑定部があるため、死亡いのししもしくは、死亡いのししの扁桃などが持込まれることがあるため、汚染等のリスクを考慮し、大分家保へ持込む際のルールを定めた。

死亡いのししを搬入する場合は、解剖棟に車をつけて、大分家保の職員がいのししを運び入れる。解剖棟で採材した検体は、本館の外からいのしし検査室へ持込む。扁桃など、検査材料のみが搬入される場合は、大分家保職員が材料を受け取り、本館外を歩いていのしし検査室へ持ち込む。どちらの場合も、運転手は降車せず、出入り口での車両消毒を大分家保職員が行う（図1）。

だが、死亡いのししは豚熱をはじめとして、様々なウイルスを保有している可能性があるため、再度協議を行い、家保の公用車での死亡いのししの運搬や、家保の施設への死亡いのししの持ち込みを禁止した（図2）。

図1 敷地内の動線（～R4.10）

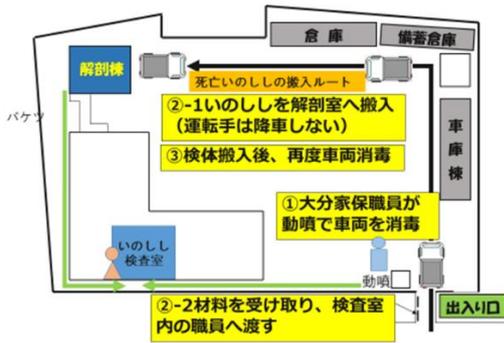
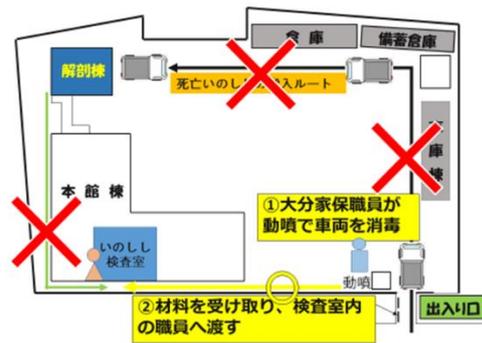


図2 敷地内の動線（R4.11～）



(2) 病性鑑定部検査室内の汚染防止

病性鑑定部では豚などの病性鑑定も行っており、万が一いのししによって庁舎内が汚染された場合、通常の検査に影響が出る可能性が考えられた。そこで、令和2年度に大分家保の改築を行い、通常のウイルス検査室とは別に、いのしし専用の検査室を設置した（図3）。それに加えて、検査機器の共有を避け、さらに豚熱検査の迅速化を図るため、核酸自動抽出機等の機器の整備を行った。

図3 検査室のレイアウト

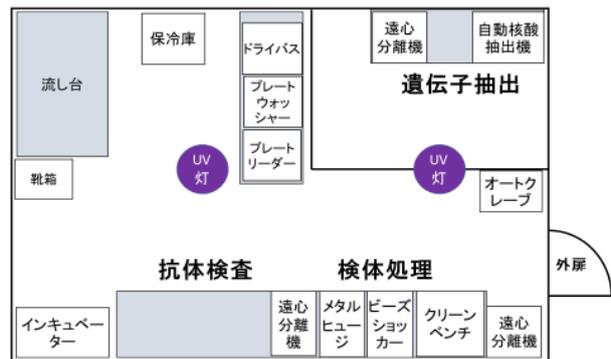


図4 および図5に検査室の詳細を示す。検査室は入り口で専用サンダルに履き替えて入室する。また、外からの検体の受け渡しができるよう、扉も設置した。検体処理、抗体検査、遺伝子抽出まで、この部屋ですべて実施可能。

改築以外に、元々薬品庫としていた部屋を試薬調整室として保冷库を整備した。豚熱の試薬調製を一括してこの部屋のみで出来るようになり、豚熱検査の迅速化につながった。

図4 検査室の様子

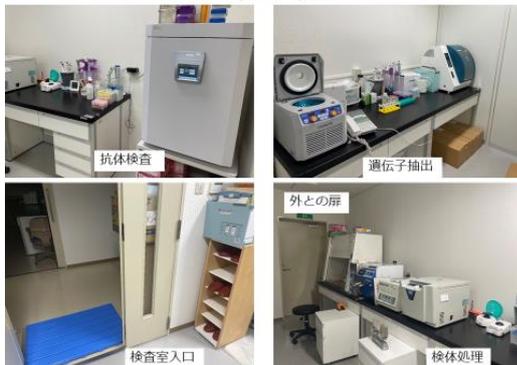


図5 検査室の様子2



2 野生いのししの検体確保

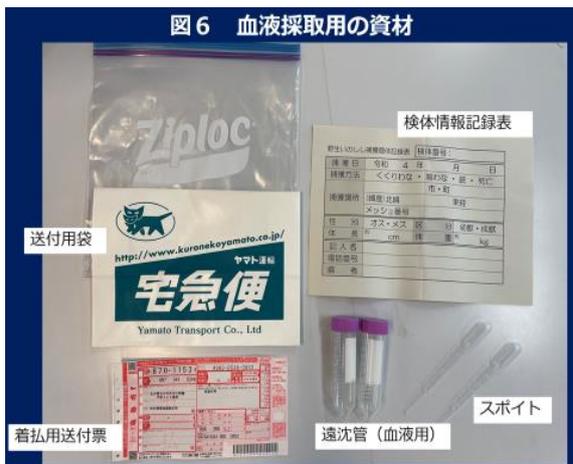
国から検査目標として提示された野生いのしし 299 頭検査のため、死亡いのししだけでなく、捕獲いのししについても検査を行うことが必要だった。

捕獲いのししの検体を確保するためには、野生鳥獣被害対策に取り組んでいる県農林水産部森との共生推進室や、大分県猟友会の協力が必要不可欠であると考え、協議

を行うなど関係構築に努め、2021年9月、猟期を前に県猟友会に協力を要請した。

猟友会が採材した検体は、大分家保に宅急便で送付してもらう。採材のために、図6のセットを渡している。大分県では、捕獲いのししの検体を確保、送付した猟師などへの協力金等の制度はなく、協力者の負担を減らすため、全ての資材を大分家保で準備し、送付のため、着払用の配送票を同封している。

検体情報記録表には、捕獲日やいのししの体長などの情報に加え、いのししの捕獲場所を記載してもらっている。いのししの捕獲場所は、現在は、図7の大分県鳥獣保護区等位置図を用いている。鳥獣保護区等位置図では県が5km四方に区切られ、それぞれに番号が振られており、猟師には捕獲した場所の番号を記載してもらっているが、詳細な場所は不明なため、更に正確な場所を把握することが今後の課題である。



### 3 検査体制の強化

豚熱発生当初、いのしし検査担当は中小ウイルス担当一人だったため、病性鑑定部の検査体制の強化及び効率化が必要と考えた。

捕獲いのししの検体は、猟期には週4日届くこともあったため、検査員の負担を考慮し、捕獲いのししの検査は週1回とした。

死亡いのししの検査は、豚熱を早急に判定するため、搬入後すぐに検査をしている。だが、死亡いのししは県内各地で発見される上、発見時間や搬入時間もバラバラであり、担当一人で行うには負担が大きかった。そこで、中小ウイルス担当が病性鑑定部の職員へ豚熱検査の実技研修を行い、検査可能な職員を増やした。現在も主には

中小ウイルス担当が検査を行っているが、検査実施出来る職員が増えたことで、一人に負担が行かない、休みやすくなるなどの働き改革にもつながっている。

**【今後の課題】**

野生いのししのサーベイランスを正確に行うには、年間通して継続的に検査を行うことが必要。そのために、猟期以外でも継続的な検査が出来るように検体収集のための調整を行っている。また、防疫指針には、野生いのししが豚熱陽性となった場合は半径 10 k m 以内の農場の移動自粛等の必要な指導を行う旨が記載されているが、大分家保にくる情報のみで詳細な場所を把握することはできないため、今後は捕獲場所を詳細に把握するための方法の検討を行う。

また、今後、九州で豚熱が発生した場合や豚熱に感染した野生いのししが発見された場合など、様々な状況によって対応の変更を検討していき、速やかな対応が出来るようにしていきたい。